



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 1 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) ..... 1
- 2 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) ..... 2
- 3 保安林の指定施業要件変更予定 ( " ) ..... 2
- 4 " ( " ) ..... 2
- 5 " ( " ) ..... 3
- 6 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 ( " ) ..... 3
- 7 " ( " ) ..... 3
- 8 道路の位置の指定 (都市政策課) ..... 4

### ○ 公告

- 和歌山県民文化会館の指定管理者の指定 (文化学術課) ..... 4
- 和歌山県国際交流センターの指定管理者の指定 (国際課) ..... 4
- 和歌山交通公園の指定管理者の指定 (県民生活課) ..... 4
- 和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の指定 (労働政策課) ..... 5
- 和歌山県植物公園緑花センターの指定管理者の指定 (森林整備課) ..... 5
- 根来山げんきの森の指定管理者の指定 ( " ) ..... 5
- 護摩壇山森林公園の指定管理者の指定 ( " ) ..... 5
- 和歌山県和歌川河川公園の指定管理者の指定 (河川課) ..... 5
- 紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者の指定 (都市政策課) ..... 6
- 河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地の指定管理者の指定 ( " ) ..... 6
- 和歌公園の指定管理者の指定 ( " ) ..... 7
- 秋葉山公園県民水泳場の指定管理者の指定 ( " ) ..... 7
- 和歌山県立橋本体育館の指定管理者の指定 ( " ) ..... 7
- 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）における指定管理者の募集 (港湾空港振興課) ..... 7
- 新宮港緑地新宮緑地の指定管理者の指定 ( " ) ..... 10
- 日高港緑地浜ノ瀬緑地の指定管理者の指定 ( " ) ..... 10

### ○ 諸報

- 和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者の指定 (教育委員会) ..... 10

## 告 示

### 和歌山県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300152	NPO法人みかん	新宮市千穂3丁目4番24号	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活動法人助けあいセンターみかん	新宮市千穂3丁目4番24号	令和3.12.31

## 和歌山県告示第2号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川字多井838の1（次の図に示す部分に限る。）、914の1、916の2、953の1（次の図に示す部分に限る。）、965、966（次の図に示す部分に限る。）、字中屋原975の1
- 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第3号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第4号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第5号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第6号

令和3年和歌山県告示第1167号（以下「告示第1167号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不分明である通知の相手方

保田英志

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1167号のとおり

## 和歌山県告示第7号

令和3年和歌山県告示第1168号（以下「告示第1168号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の

変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

坂中美文

田中房美

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1168号のとおり

和歌山県告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3538	海南市且来字北塚150番1の一部、153番1の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林裕介	令和 3.12.10	6.00	56.73
				6.00	25.66

公 告

公 告

和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）第8条第1項の規定により、和歌山県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 一般財団法人和歌山県文化振興財団

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第63号）第8条第1項の規定により、和歌山県国際交流センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 公益財団法人和歌山県国際交流協会

和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号

2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、和歌山交通公園の

指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県交通安全協会  
和歌山県和歌山市西1番地
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

---

公 告

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年和歌山県条例第37号）第8条第1項の規定により、和歌山県勤労福祉会館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県勤労福祉協会  
和歌山県和歌山市北出島一丁目5番47号
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

---

公 告

和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例（昭和54年和歌山県条例第9号）第8条第1項の規定により、和歌山県植物公園緑花センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般社団法人木の国ガーデン  
和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

---

公 告

根来山げんきの森設置及び管理条例（平成14年和歌山県条例第24号）第6条第1項の規定により、根来山げんきの森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 特定非営利活動法人根来山げんきの森倶楽部  
和歌山県和歌山市楠右衛門小路1番地
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

---

公 告

護摩壇山森林公園設置及び管理条例（平成5年和歌山県条例第10号）第6条の規定により、護摩壇山森林公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 田辺市  
和歌山県田辺市新屋敷町1番地
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

---

公 告

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成9年和歌山県条例第34号）第13条第1項の規定により和歌山県和歌川河川公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 みんなでつくる和歌川河川公園の会  
(代表となる団体)  
大揚興業株式会社  
和歌山県和歌山市新通二丁目10番1  
(構成員)  
一般社団法人クリエイターズ  
和歌山県和歌山市寄合町44番地

- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項及び和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年和歌山県条例第10号）第6条第1項の規定により、紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 紀の国はまゆう  
(代表となる団体)  
近畿電設工業株式会社  
和歌山県和歌山市松江北七丁目10番28号  
(構成員)  
弘安建設株式会社  
和歌山県和歌山市吉田563番地の1  
(構成員)  
日本体育施設株式会社  
東京都中野区東中野三丁目20番10号  
(構成員)  
特定非営利活動法人はまゆうJAPAN  
和歌山県和歌山市吹屋町四丁目34番地

- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、河西緩衝緑地湊緑地、河西緩衝緑地松江緑地、河西緩衝緑地河西公園、河西緩衝緑地西松江緑地及び河西緩衝緑地東松江緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団  
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号

- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）第18条第1項の規定により、和歌公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般財団法人和歌山県文化振興財団  
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）第6条第1項の規定により、秋葉山公園県民水泳場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 TSAグループ  
(代表となる団体)  
大揚興業株式会社  
和歌山県和歌山市新通二丁目10番1  
(構成員)  
シンコースポーツ大阪株式会社  
大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番11号
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例（平成11年和歌山県条例第17号）第8条の規定により、和歌山県立橋本体育館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 橋本市  
和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

県が設置する和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要
  - (1) 名称 和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ）
  - (2) 所在地 和歌山市毛見1530番地
  - (3) 規模等
    - ア 敷地 面積陸域21,418㎡ 水域43,598㎡
    - イ 主な施設 クルーザークラブハウス、クルーザーボートヤード、水面係留施設（浮棧橋）、クルーザーサービスバス、上下架クレーン、クルーザープル、フォークリフト、洗艇場、

## 施設利用者用駐車場等

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

## 3 指定の予定期間

令和4年10月1日から令和7年3月31日まで

## 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県マリナー条例（平成7年和歌山県条例第16号）第1条に規定する設置目的を、より効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (4) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者



- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
  - (7) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
  - (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
  - (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
  - (10) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
  - (11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
  - (12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
  - (13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
  - (14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
    - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
    - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
    - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
    - ア 配布期間 令和4年1月5日（水）から同月21日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
    - イ 配布場所 和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階
  - (2) 現地説明会
    - ア 日時 令和4年1月26日（水）午前10時から正午まで（荒天の場合は、同月27日（木）午前10時から正午まで）
    - イ 場所 和歌山市毛見1530番地（クルーザーマリーナ クラブハウス2階会議室）
    - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
  - (3) 現地説明会の参加手続
    - 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。
      - ア 参加申出書の配布
        - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
        - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
      - イ 参加申出書の提出方法
        - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
        - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
        - (ウ) 提出方法 配布場所に持参すること。
  - (4) 申請に係る質問等
    - ア 期間 令和4年1月5日（水）から同月19日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで
    - イ 回答日 令和4年1月6日（木）から同月21日（金）まで

## ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

## (5) 申請受付期間等

ア 期間 令和4年2月1日（火）から同月15日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和4年4月下旬予定

## (6) 指定管理者としての指定 令和4年7月下旬予定

## 7 問合せ先

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課

和歌山市湊通丁北1丁目2-1 和歌山県庁南別館8階

電話番号 073-441-3025

ファクシミリ番号 073-433-4839

電子メール e0824001@pref.wakayama.lg.jp

## 公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、新宮港緑地新宮緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 新宮市  
和歌山県新宮市春日1番1号
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## 公 告

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）第15条の規定により、日高港緑地浜ノ瀬緑地の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 美浜町  
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138-278
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## 諸 報

## 公 告

和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）第8条第1項及び和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）第8条第1項の規定により、和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月4日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団  
和歌山県和歌山市手平二丁目1番2号
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで